（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

**第三条**　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （特定無線設備等）<br>**第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。<br>一から一の八まで　削除<br>［一の九　略］<br>一の十　設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの（第二十五号の四から第二十五号の六まで及び第七十二号に掲げるものを除く。）<br>一の十一　設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波又はF三E電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの<br>［一の十二～二十の二　略］<br>二十の三　設備規則第四十九条の七の四においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は高度ＭＣＡ制御局（同規則第三条第六号の二に規定する高度ＭＣＡ制御局をいう。以下同じ。）の試験のための通信等を行う無線局（高度ＭＣＡ制御局と送信装置を共用するものを除く。）に使用するための無線設備<br>二十の四　設備規則第四十九条の七の四においてその無線設備の条件が定められている高度ＭＣＡ制御局又は高度ＭＣＡ制御局の試験のための通信等を行う無線局（高度ＭＣＡ制御局と送信装置を共用するものに限る。）に使用するための無線設備<br>［二十一～七十七　略］<br>［2　略］<br>**別表第一号**　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）<br>一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。<br>(1)・(2)　略<br>(3)　特性試験<br>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。<br>ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。 | （特定無線設備等）<br>**第二条**　［同上］<br>一から一の三まで　削除<br>一の四　設備規則第三条第五号に規定するＭＣＡ陸上移動通信を行う単一通信路の陸上移動局又は指令局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの<br>一の五から一の八まで　削除<br>［一の九　同上］<br>一の十　設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの（第一号の四、第二十五号の四、第二十五号の五及び第七十二号に掲げるものを除く。）<br>一の十一　設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波又はF三E電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの（第一号の四に掲げるものを除く。）<br>［一の十二～二十の二　同上］<br>［新設］<br>［新設］<br>［二十一～七十七　同上］<br>［2　同上］<br>**別表第一号**　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）<br>一　［同上］<br>(1)・(2)　同上<br>(3)　［同上］<br>ア　［同上］ |